

令和7年7月 農業委員会議事録

開催日：令和7年7月25日（金）
場所：越谷市農業技術センター2階
研修室
開会時刻：午前 9時54分

越谷市農業委員会

1. 開催年月日 令和 7年 7月25日 (金)

2. 開催場所 越谷市農業技術センター 2階研修室

3. 農業委員出欠状況

議席	氏 名	出欠	議席	氏 名	出欠
1	三ツ木 宗 一	出	8	豊 田 佳 樹	出
2	石 塚 健 造	出	9	小 林 博	欠
3	田 口 勲	出	10	中 島 満	出
4	坂 卷 慎 一	出	11	瀬 尾 守	出
5	白 鳥 みどり	出	12	金 子 繁 雄	出
6	山 崎 保 夫	出	13	小野寺 美佐子	出
7	荻 島 元 治	出	14	山 崎 明 美	出

4. 農地利用最適化推進委員出欠状況

議席	氏 名	出欠	議席	氏 名	出欠
1	小早川 久 夫	出	8	飯 高 進	出
2	川 上 政 己	出	9	齋 藤 晃 一	出
3	今 井 富士雄	出	10	鈴 木 喜 雄	出
4	林 信 雄	出	11	川 上 嘉 夫	出
5	岡 安 昇 治	出	12	松 沢 浩 之	出
6	須 賀 英 夫	出	13	原 田 正	出
7	高 島 豊	出			

5. 出席者 統括主幹 上 原 誠
主 幹 増 田 れ み

(説明員) 開発指導課調整幹 菅 沼 寛
農業振興課主幹 小 川 円 香
農業振興課主事 前 田 梨 紗

6. 議 事

① 議事録署名人の指名

② 議 案

第1号議案 農地法第3条第1項の規定による許可について

第2号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請の意見決定について

第3号議案 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請の意見決定について

第4号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定について

第5号議案 農業振興地域整備計画の変更に係る意見決定について

③ 報 告

第1号報告 農地法第4条第1項第7号の規定による届出の受理について

第2号報告 農地法第5条第1項第6号の規定による届出の受理について

7. 議 長 越谷市農業委員会会長 金 子 繁 雄

8. 閉会時刻 午前10時57分

9. 会議の内容

統括主幹

本日はお忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。
これより、越谷市農業委員会会議を開会いたします。

開会に当たりまして、金子会長からご挨拶をお願いいたします。

会長

おはようございます。一言に暑いねと言うしかないのですが、二、三日前のニュースでは、沖縄のお米を東京の米屋さんが1キロ950円で売り出したそうです。5キロで4,750円、通常だともうちょっともうけるのだというけれども、なるべくもうけは減らして安くするために950円で売り始めたという話でした。越谷も22日に技術銀行が現地調査した結果、コシヒカリ、うちのが5月5日に植えたのがちらほらもう穂が出てきたということです。1週間ぐらいいは早いと思っております。1週間早くてこの暑さで、日照時間が、積算温度が900から1,000度というのだから、8月の20日頃に稲刈りできる可能性があるのかなと思います。普及センターなどに聞いたら、3日ぐらいいは早くないとは言っているけれども、実際にうちの穂が出始めているのでちょっと早過ぎるなと思っております。今年も、米の価格も大分平均が下がってきたとはいえ、銘柄米は高止まりしているということで、農協もよその業者に取りられないようにある程度の値段で買うような話はしていますが、実際飼料米をやめて主食米に転換したという話もありますし、暑さで被害を受けなければ、主食用の面積も増えるのかなと思います。実際どういうふうになってくるか分かりませんが、農協の単価が去年よりは少し高めの取引になるのかなと思っております。

あとは、長期予報だと去年よりは暑くならないとは言っていたけれども、ここのところの気温を見ていると、去年と変わらないのではないかなと思っております。そうすると、暑さによる被害が去年も出たので、今年についても心配です。我々にできることは、田んぼに水を一生懸命張ることだけですが、利根川の水系は、今のところ93%の貯水量があるということです。米に関して水は心配ないのかなと思っております。なるべく水はたっぷりと入れておいたほうが、吸うよ

り蒸発のほうが多いと言われますので、ないよりはあった方がいいです。新潟のほうは雨が降らないから、枯れてきたとニュースでやっていましたが、こっちのほうは取りあえず水の心配はないので、米どころで被害が出れば米は高くなるので、去年並み以上にはなるかと思えます。これからまだまだ暑さは厳しいので、日中外仕事、特に今カメムシの対応で農薬を散布している人がいると思いますが、体に十分気をつけて、水とカメムシ対策、それだけしっかりやっていただければと思います。今日は暑気払いもありますので、日中しっかり休んで、夕方楽しめるように体調を整えていただければありがたいと思います。

言葉整いませんけれども、冒頭の挨拶とさせていただきます。よろしくお願いします。

統括主幹

ありがとうございました。

本日は小林委員より欠席の旨、連絡がありましたので、ご報告いたします。出席委員は14名中13名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。

なお、本日は第5号議案 農業振興地域整備計画の変更に係る意見決定についての説明員として、農業振興課の小川主幹、前田主事が同席しておりますので、ご報告いたします。

それでは、越谷市農業委員会総会会議規則の規定により、金子会長に議事の進行をお願いいたします。

議長

ただいまより開催いたします。

まずは、本日の議事録署名委員ですが、総会運営申合せ事項により、私から5番の白鳥委員、6番の山崎委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

それでは、第1号議案 農地法第3条第1項の規定による許可について、事務局より説明願います。

統括主幹

議案書の1ページを御覧ください。

第1号議案 農地法第3条第1項の規定による許可について説明します。

議 長

4 番 推 進 委 員
(林 委 員)

番号、譲渡人氏名、譲受人氏名の順に読み上げます。

それでは、1 番の内容ですが、申請理由は世帯内贈与です。経営面積は1,996平方メートルです。通作距離は1 キロメートル、農機具は完備しております。農業従事者は、譲受人含め4 名です。

続きまして、2 番の内容ですが、申請理由は営農拡張です。経営面積は1 万9,883平方メートルです。通作距離は1 キロメートル、農機具は完備しております。農業従事者は、譲受人含め2 名です。

続きまして、3 番の内容ですが、申請理由は世帯内贈与です。経営面積は1 万3,632平方メートルです。通作距離は2 キロメートル、農機具は完備しております。農業従事者は、譲受人含め5 名です。

続きまして、4 番の内容ですが、申請理由は営農拡張です。経営面積は16万8,033.47平方メートルです。通作距離は1 キロメートル、農機具は完備しております。農業従事者は、譲受人含め4 名です。

以上4 件は、農地法第3 条第2 項の各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

事務局からは以上です。

ただいまの説明に関連して、現地調査の結果並びに補足説明を1 番及び2 番について推進委員4 番の林委員、3 番について推進委員6 番の須賀委員、4 番について推進委員10番の鈴木委員よりお願いいたします。

では、1 番及び2 番について林委員よりお願いいたします。

1 番の件について説明します。

7 月18日に現地を確認いたしました。申請地の現況は田で、農地として適正に管理されておりました。許可申請の目的は世帯内贈与であり、事務局説明のとおり農業経営の状況、通作距離、農業従事者についても問題はありません。

以上、報告いたします。

続きまして、2 番の件について説明します。

同じく7 月18日に現地を確認いたしました。申請地の現況は田で、農地として適正に管理されておりました。許可申請の目的は営農拡張

議長

6 番推進委員
(須賀委員)

議長

10 番推進委員
(鈴木委員)

議長

全員

議長

議長

であり、事務局説明のとおり農業経営の状況、通作距離、農業従事者についても問題はありません。

以上、報告いたします。よろしくお願いいたします。

ありがとうございました。

続いて、3 番について須賀委員よりお願いいたします。

3 番の件について説明いたします。

7 月 18 日に現地を確認いたしました。申請地の現況は田で、農地として適正に管理されておりました。許可申請の目的は世帯内贈与であり、事務局説明のとおり農業経営の状況、通作距離、農業従事者についても問題はありませんでした。

以上、報告いたします。よろしくご審議をお願いします。

ありがとうございました。

続いて、4 番について鈴木委員よりお願いいたします。

4 番の件について説明します。

7 月 18 日に現地を確認いたしました。申請地の現況は田で、農地として適正に管理されておりました。許可申請の目的は営農拡張であり、事務局説明のとおり農業経営の状況、通作距離、農業従事者についても問題はありません。

以上、報告いたします。

ありがとうございました。

ただいまの説明について質疑はございませんか。

なし。

質疑はないということでございますので、以上で質疑を終結いたします。

続いて、採決を行います。

原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手を願います。

[挙手全員]

挙手は全員でございますので、原案のとおり許可と決定いたします。

それでは、第 2 号議案 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請の意見決定について、事務局より説明願います。

統括主幹

議案書の2ページを御覧ください。

第2号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請の意見決定について説明します。

番号、申請人氏名の順に読み上げます。

それでは、1番の概要ですが、転用目的は貸駐車場です。転用理由といたしまして、申請地の隣接地に建設中の東埼玉消防指令センターの稼働に伴い、多くの職員や関係者の来訪が見込まれますが、周辺には十分な駐車スペースが確保されていないため、施設関係者や近隣住民にとっての安全性や利便性が損なわれるおそれがあり、指令センター勤務者等に安定的な駐車スペースを提供することで地域の利便性向上と交通機関の円滑化に寄与できると考え、申請に及んだものです。

本件の農地区分につきましては、申請地の周辺は集落介在が進んだ一団、10ヘクタール未満の第2種農地と判断され、それぞれ代替性が認められませんので、立地条件に適合していると考えます。また、資金や信用性などの立地条件以外の基準につきましては、添付書類等により適当であると考えます。

事務局からは以上です。

議長

ただいまの説明に関連して、現地調査の結果並びに補足説明を瀬尾委員よりお願いいたします。

11番委員
(瀬尾委員)

それでは、1番の件についてご説明いたします。

7月15日に現地確認をしております。申請地の現況は田、転用目的は貸駐車場であります。西側出入口部分を除いて周囲にコンクリートブロックを設置することから、隣地に被害を及ぼすおそれはないと判断いたします。

以上、報告いたします。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

議長

ありがとうございました。

ただいまの説明について質疑はございませんか。

全員

なし。

議長

質疑はないということでございますので、以上で質疑を終結いたします。

議長

続いて、採決を行います。

原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手を願います。

〔挙手全員〕

挙手は全員でございますので、原案のとおり許可相当と意見決定いたします。

統括主幹

続きまして、第3号議案 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請の意見決定について、事務局より説明願います。

議案書の3ページを御覧ください。第3号議案 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請の意見決定について説明いたします。

番号、当初事業計画者氏名、承継者氏名の順に読み上げます。

それでは、1番の変更内容でございますが、平成30年5月24日付春農振第52050号で工場用地として大字船渡字福島396番1の農地、953平方メートルの当該地の農地転用の許可を得て工場を建設する予定でしたが、国内外からの受注が想定以上に増加し、当初の計画では十分な生産能力を確保することが困難であると判明したことと、建設コストの高騰も相まって、本計画を進める経済的合理性が低いと判断し、建設の中断をし、元の農地所有者への返還も考えましたが、相手方にも事情があり難しく、現在に至ります。このような中、別会社からの工場建設の要望を受け、本計画変更の申請をするものです。

以上のことから、平成30年5月24日付で許可を得た事業計画を承継者の事業計画に変更し、承継するものです。

事務局からは以上です。

ありがとうございました。

議長

ただいまの説明について質疑はございませんか。

山崎委員。

6番委員

会社の内容について、工場の中身の変更だったのですか。

(山崎(保)委員)

統括主幹

中身は、会社が替わりましたので変更がございます。内容につきましては、リサイクル製品の加工をする機械を造る工場で、その機械のテストとかそういったものを行うということで聞いております。

6 番 委 員

(山崎 (保) 委員)

統 括 主 幹

製造する工場ですか。

6 番 委 員

(山崎 (保) 委員)

統 括 主 幹

機械を造る工場とその機械のテストをするというふうに聞いております。

当初の会社の内容はどういうものでしょうか。

6 番 委 員

(山崎 (保) 委員)

統 括 主 幹

計画変更前ですか。

はい。

6 番 委 員

(山崎 (保) 委員)

統 括 主 幹

計画変更前は、プラスチック製品のリサイクルをする工場というふうに聞いておりました。

そうしますと、転用の中身が変わってきて、この用水等もあるのですが、排水等はどうなるのですか。

排水計画については、基本的には変更はないというふうに聞いております。

6 番 委 員

(山崎 (保) 委員)

開発指導課調整幹

そうしますと、化学製品等の詳細が分からないのですけれども、排水枡とかそういうものについても新規に行っているという感じですか。

今現在では、開発のほうはもう許可を出しているもので、平成30年に許可をしているのですけれども、当然開発者が替わりますので、地位の承継転用というところです。委員さんおっしゃるとおり中身が当然変わってきますので、この変更されたものについて、また関係課ともう一度協議をした上で、調った後に開発のほうの変更許可を出してもらう、このような手続になりますので、まず現在のところ、その排水計画がどうだということまでは、こちらはまだ把握はしていない状態です。

6 番 委 員

(山崎 (保) 委員)

ということは、この農業委員会で計画変更ということですが、計画内容について改めて農業委員会にかけていただけるのでしょうか。

当初の工場的时候はオーケーでも、中身が変更になったということは、本来であれば新規申請と同じような状況なのですから、中身をそ

統括主幹

の前に審議させていただく、リサイクルの製品を造るところに大量に水も使うし、その辺がどういう周りの環境に与える影響はどうかというのが、ちょっと我々も不安なものですから、そういう質疑をさせていただいたのです。

ただいま3号議案ということで、5条の計画変更のお話をさせていただいているところだったのですけれども、本日の議案の4号議案のほうの5番のほうで、改めて●●●●という会社と●●●●という会社の農地転用についても説明をさせていただきますので、そちらの5条申請のほうで許可の内容についてご協議いただくということになります。今回の3号の議案のほうでは、元の会社から次の新しい承継者のほうに替わる変更計画が出たことについての協議となります。今、山崎委員さんのほうからご指摘がございました、取り消して新たに出るのではないかというお話もありましたが、取り消しということになりますと、農地所有者への農地の返還ということが発生するのですけれども、今回の場合、先月もあったのですけれども、元の農地所有者が諸事情により農地を買い戻せないという事情がございまして、取り消すことができないケースです。県のほうに問い合わせしたところ、事業の承継という形になるということで、今回の議案の上程という形にさせていただいております。要するに元の地権者に戻せない、取り消しができないということで承継という形を取らせていただいております。

6 番 委 員
(山崎(保)委員)

議 長

分かりました。

よろしいですか。

ほかに。

全 員

議 長

なし。

ほかにないようですので、以上で質疑を終結いたします。

続いて、採決を行います。

原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手を願います。

〔挙手全員〕

議

長

挙手は全員でございますので、原案のとおり許可相当と意見決定いたします。

続きまして、第4号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定についての1番から8番について、事務局より説明願います。

統括主幹

議案書の4ページから5ページを御覧ください。

第4号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定についての1番から8番について説明します。

番号、譲渡人氏名、譲受人氏名の順に読み上げます。

それでは、1番の概要ですが、転用目的は住宅です。転用理由といたしまして、譲受人は現在市内の親族の住宅に居住しておりますが、結婚後独立するため自己用住宅の建築を計画し、土地を探していたところ、申請地は現在の住まいにも近く住み慣れた地域で、弟等の住む住宅にも近いことから、お互い助け合える最適な場所と考え、申請に及んだものです。

続きまして、2番の概要ですが、転用目的は住宅です。転用理由といたしまして、譲受人は現在市外の賃貸住宅に夫婦で居住しておりますが、自己用住宅の建築を計画し、土地を探していたところ、申請地近くには小学校もあり、子育ての環境も良好で両親の住む住宅にも程近く、今後何かあったときなどお互い助け合える最適な場所と考え、申請に及んだものです。

以上2件の農地区分は第1種農地ですが、農地法施行令第11条第1項第2号のイ、不許可の例外に当たり、農地法施行令規則第33条第4号の住宅に該当するものと考えます。また、資金や信用性などの立地条件以外の基準につきましては、添付書類等により適当であると考えます。

続きまして、3番の概要ですが、転用目的は住宅です。転用理由といたしまして、譲受人は現在市外の賃貸住宅に住み、妻と子供は市内の親族の住宅に居住していますが、自己用住宅の建築を計画し、土地を探していたところ、申請地は両親の住む住宅にも近く、静かで自然

を感じながら子育てができ、親族と助け合いながら暮らしていける最適な場所と考え、申請に及んだものです。

続きまして、4番の概要ですが、転用目的は住宅です。転用理由といたしまして、譲受人は現在市内の賃貸住宅に夫婦と子供1人、計3人で居住しておりますが、子育てをするのに十分な広さの自己用住宅の建築を計画し、土地を探していたところ、申請地近くには保育園や小学校もあり、父親の住む住宅にも近く、父親の面倒などお互い助け合いながら暮らしていける最適な場所と考え、申請に及んだものです。

続きまして、5番の概要ですが、転用目的は工場です。転用理由といたしまして、譲受人は昭和54年に市外に本店を置き、主に一般廃棄物のリサイクル機械の設計、製造及び販売事業を営む法人です。予定している工場では環境負荷を大きく低減するリサイクル機械及びその製造に加え、リサイクル工程の必要な関連設備を一体的に整備し、各種試験を自社で包括的に行うことを計画し、土地を探していたところ、申請地は本社からも程近く、日常的な管理監督、設備調整及び試験運用の立会いが迅速に行える環境にあり、事業運営の効率と安全性の向上にもつながる場所で、土地所有者の同意が得られたので、申請に及んだものです。

続きまして、6番の概要ですが、転用目的は住宅です。転用理由といたしまして、借人は現在市内の賃貸住宅に夫婦で居住しておりますが、手狭になり、十分な生活スペースを確保できる自己用住宅の建築を計画し、土地を探していたところ、申請地は叔父の所有する土地で、借受けできることになりました。申請地は実家にも近く、両親の老後の世話などお互い助け合える最適な場所と考え、申請に及んだものです。

続きまして、7番の概要ですが、転用目的は住宅です。転用理由といたしまして、譲受人は現在市外の賃貸住宅に夫婦と子供1人、計3人で居住しておりますが、自己用住宅の建築を計画し、土地を探していたところ、申請地は両親の住む住宅にも程近く、子育ての手助けや将来、親の老後の世話など、お互い助け合える最適な場所と考え、申

		請に及んだものです。 続きまして、8番の概要ですが、転用目的は駐車場です。転用理由といたしまして、借人は平成24年に市外に本店を置き、主に埼玉県及び東京都等で一般貨物自動車運送事業を営む法人です。現在家電製品を中心に配送業務を行っていますが、食料品、魚介類や肉類等の配送業務の事業拡大を考え、冷凍車等を保有するため及び従業員用の駐車スペースの確保のため、新たに駐車場の確保を計画し、土地を探していたところ、申請地は幹線道路へのアクセスもよい場所で、土地所有者の同意が得られたので、申請に及んだものです。 以上6件の農地区分につきましては、申請地の周辺は集落介在が進んだ一団、10ヘクタール未満、第2種農地と判断され、それぞれ代替性が認められませんので、立地条件に適合していると考えます。また、資力や信用性などの立地条件以外の基準につきましては、添付書類等により適当であると考えます。 事務局からは以上です。
議	長	ただいまの説明に関連して、現地調査の結果並びに補足説明を1番について三ツ木委員、2番について山崎委員、3番及び4番について瀬尾委員、5番について事務局、6番について白鳥委員、7番及び8番については私から説明いたします。 それでは、1番について三ツ木委員よりお願いいたします。
1 番 委 員		1番の件について説明いたします。 7月15日に現地を確認しております。申請地の現状は畑、転用目的は住宅です。北側は出入口部分を除き、周囲をコンクリートブロックを設置することから、隣地に被害を及ぼすおそれはないと判断いたします。 以上、報告いたします。ご審議よろしく申し上げます。
		ありがとうございます。 続いて、2番について山崎委員よりお願いいたします。
1 4 番 委 員		2番の件について説明します。 7月15日に現地を確認しております。申請地の現況は畑、転用目的
	長	

議 長

1 1 番 委 員
(瀬尾委員)

は住宅です。西側の出入口部分を除き、周囲にコンクリートブロックを設置することから、隣地に被害を及ぼすおそれはないと判断します。

以上、ご報告いたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

ありがとうございました。

3番及び4番について瀬尾委員よりお願いいたします。

それでは、3番の件についてご説明いたします。

7月15日に現地確認をしております。申請地の現況は畑、転用目的は住宅であります。東側及び西側は道路に接続しておりまして、南側は雑種地、北側は既設コンクリートブロックが設置されていることから、隣地に被害を及ぼすおそれはないと判断いたします。

以上、報告いたします。

続きまして、4番の件についてご説明いたします。

同じく7月15日に現地確認をしております。申請地の現況は畑、転用目的は住宅であります。北側の道路に接続する部分を除いて、周囲にコンクリートブロックを設置することから、隣地に被害を及ぼすおそれはないと判断いたします。

以上、報告いたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長

統 括 主 幹

ありがとうございました。

続いて、5番について事務局よりお願いいたします。

本日、小林委員さん欠席のため、代わりに報告させていただきます。現地のほうは小林委員さんに確認していただいております。

5番の件について説明します。7月15日に現地を確認しております。申請地の現況は田、転用目的は工場です。南側道路に接続する部分を除き、周囲をコンクリートブロックで囲うことから、隣地に被害を及ぼすおそれはないと判断いたします。

以上、報告いたします。よろしくお願いいたします。

議 長

5 番 委 員
(白鳥委員)

ありがとうございました。

続いて、6番について白鳥委員よりお願いいたします。

6番の件について説明します。

7月16日に現地を確認しております。申請地の現況は畑、転用目的

議

長

は住宅です。東側は道路に接しており、西側は親族の所有する雑種地に面していて、それ以外の北側及び南側をコンクリートブロックで囲うことから、隣地に被害を及ぼすおそれはないと判断いたします。

以上、報告いたします。ご審議のほどよろしく願いいたします。

ありがとうございました。

続いて、7番及び8番について私から説明いたします。

7番の件について説明いたします。7月14日に現地を確認しております。申請地の現況は畑、転用目的は住宅です。東側出入口を除き、周囲を既設及び新設コンクリートブロックで囲うことから、隣地に被害を及ぼすおそれはないと判断いたします。

引き続き8番について説明いたします。同じく7月14日に現地を確認しております。申請地の現況は田と畑、転用目的は駐車場です。北側出入口及び南側の市道に接する一部を除き、周囲を新設コンクリートブロックで囲うことから、隣地に被害を及ぼすおそれはないと判断いたします。

以上、報告します。ご審議のほどよろしく願いいたします。

ただいまの説明について質疑はございませんか。

田口委員。

3 番 委 員

(田口委員)

すみません、5番の件につきましてちょっと質問をさせてください。

土地利用計画図のほう、ページでいくと10ページになりますが、こちらを見る感じだと、工場につきましては、宅地、雑種地部分のところで、今回申請の出ているところにつきましては、駐車場という形での整備になるのではないかなという、ちょっとこの計画図を見る限りは取れるのですけれども、そちらのほうの件については、工場という形で一体的な形での申請という形でよろしいのでしょうか。

統 括 主 幹

開発上は、全体敷地で工場という形で、今回農転にかけられている部分については、駐車場が主となっております。田口委員のおっしゃっているとおりという形になります。

議

長

よろしいですか。

3 番 委 員

はい、いいです。

(田口委員) 議 長 6 番 委 員 (山崎(保)委員) 統 括 主 幹 6 番 委 員 (山崎(保)委員) 統 括 主 幹 6 番 委 員 (山崎(保)委員) 統 括 主 幹 主 幹 議 長 3 番 委 員 (田口委員) 議 長 3 番 委 員 (田口委員) 主 幹 議 長 3 番 委 員 (田口委員)	山崎委員。 先ほどの工場というのは、この上の細かい部分全部ですね。ここが最初のことで番地が違うのですよね。 そこは雑種地とか宅地なので、今回の許可申請地には含まれておりません。 先ほど第3号でかけた計画は、こっちの農地以外の敷地はあったのですか、最初から。 そちらも含めての計画になっています。 両方一緒ということになって。 はい。 当時、平成30年の時点で許可を取ったときと宅地、雑種地、農地を使って、その敷地計画自体は全く変更がありません。ただ、やる事業者が変更になっただけです。 よろしいですか。 ほかに。 すみません、もう一度お願いします。 はい。 同じ件なのですけれども、実際に工場を建てる部分については、繰り返しになりますけれども、宅地、雑種地ということで、農地転用のほうは以前かかって、許可が出ているという考え方でよろしいのでしょうか。 ここの一体利用地については、平成30年に許可を取る以前からもう雑種地、宅地で、農地以外の土地でございましたので、当時許可を取ったということではなく、それ以前から地目は雑種地でございました。 はい。 すみません、何度も繰り返しになるかもしれませんが、今回の工場の建てる部分のところについては、平成30年の時点よりもさら
--	--

主 幹
議 長
3 番 委 員
(田口委員)

議 長
全 員
議 長

議 長

統 括 主 幹

に前の時点で、どのタイミングかはちょっと分からないけれども、農地転用等がかかって、もう既に平成30年のときには農地以外の利用が可能な土地になっていたという考え方でよろしいのでしょうか。

さようでございます。

いいですか。

はい。ありがとうございます。

ほかにありますか。

なし。

ほかにないようですので、以上で質疑を終結いたします。

続いて、採決を行います。

原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手を願います。

〔挙手全員〕

挙手は全員でございますので、原案のとおり許可相当と意見決定いたします。

続きまして、第4号議案の9番から15番について、事務局より説明願います。

議案書の6ページを御覧ください。

第4号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定についての9番から15番について説明します。

番号、譲渡人氏名、譲受人氏名の順に読み上げます。

それでは、9番の概要ですが、転用目的は住宅です。転用理由といたしまして、譲受人は現在市内の賃貸住宅に夫婦で居住しておりますが、自己用住宅の建築を計画し、土地を探していたところ、申請地は高齢の祖父母の住む住宅にも程近く、頻繁に様子を見に行けるなどお互い助け合える最適な場所と考え、申請に及んだものです。

続きまして、10番の概要ですが、転用目的は駐車場です。転用理由といたしまして、借人は平成11年に市外に本店を置き、主に埼玉県を中心に一般貨物自動車運送事業を営む法人です。現在賃借している駐車場を返却することになり、ここに駐車していた車両を置くため、新

たに同規模の広さの駐車場を計画し、土地を探していたところ、申請地は本社営業所からも近く、土地所有者の同意が得られたので、申請に及んだものです。

続きまして、11番の概要ですが、転用目的は住宅です。転用理由といたしまして、譲受人は現在市外の賃貸住宅に夫婦と子供1人、計3人で居住しておりますが、自己用住宅の建築を計画し、土地を探していたところ、申請地は妻の実家にも程近く、子育ての手伝いや両親の老後の世話等、お互い助け合える最適な場所と考え、申請に及んだものです。

続きまして、12番の概要ですが、転用目的は住宅の敷地拡張です。転用理由といたしまして、借人の住居の隣接地の特別養護老人ホームの計画に必要な水路のつけかえと自己用住宅の収納スペースが不足しているため、倉庫を計画し、土地を探していたところ、土地所有者の同意が得られたので、申請に及んだものです。

続きまして、13番の概要ですが、転用目的は住宅です。転用理由といたしまして、譲受人は現在市内の賃貸住宅に夫婦で居住しておりますが、自己用住宅の建築を計画し、土地を探していたところ、申請地近くには商業施設もあり、叔父の住む住宅にも程近く、お互い助け合える最適な場所と考え、申請に及んだものです。

続きまして、14番の概要ですが、転用目的は児童発達支援センターです。転用目的といたしまして、借人は平成22年に市外に本店を置き、主に保育及び児童教育サービス等を提供する法人です。近年、発達障害の診断を受ける児童数が増加傾向にあり、それに伴い児童発達支援サービスのニーズも高まっていますが、利用児童数の増加に追いついておらず、希望する全ての児童がサービスを受けられない状況で、新たに児童発達支援センターを計画し、土地を探していたところ、申請地は児童が落ち着いて療育に取り組める最適な環境で、主要幹線道路からのアクセスも比較的良好、土地所有者の同意が得られたので、申請に及んだものです。

続きまして、15番の概要ですが、転用目的は住宅です。転用理由と

議 長

3 番 委 員
(田 口 委 員)

いたしまして、借人は現在市内の親族の住宅に居住しておりますが、その住宅を金銭的な事情により売却することになり、自己用住宅の建築を計画し、土地を探していたところ、申請地は祖母の所有する土地で借受けできることになりました。申請地近くには弟家族も住んでおり、互いに助け合える最適な場所と考え、申請に及んだものです。

以上7件の農地区分につきましては、申請地の周辺は集落介在が進んだ一団、10ヘクタール未満の第2種農地と判断され、それぞれ代替性が認められませんので、立地条件に適合していると考えます。また、資力や信用性などの立地条件以外の基準につきましては、添付書類等により適当であると考えます。

事務局からは以上です。

ただいまの説明に関連して、現地調査の結果並びに補足説明を9番から11番について田口委員、12番から15番について石塚委員よりお願いいたします。

それでは、9番から11番について田口委員よりお願いいたします。

それでは、まず9番の件について説明をいたします。

7月16日に現地を確認しております。申請地の現況は畑、転用目的は住宅です。西側出入口部分を除き、周囲を新設及び既設コンクリートブロックで囲うことから、隣地に被害を及ぼすおそれはないと判断いたします。

続きまして、10番の件について説明をいたします。

同じく7月16日に現地を確認しております。申請地の現況は田、転用目的は駐車場です。西側出入口部分を除き、周囲をコンクリートブロック及びネットフェンスで囲うことから、隣地に被害を及ぼすおそれはないと判断いたします。

続きまして、11番の件について説明をいたします。

同じく7月16日に現地を確認しております。申請地の現況は畑、転用目的は住宅です。道路に面した東側及び南側を除き、周囲を新設コンクリートブロックで囲うことから、隣地に被害を及ぼすおそれはないと判断いたします。

議 長

2 番 委 員

(石塚委員)

以上3件、報告いたします。ご審議のほどよろしく願いいたします。

ありがとうございました。

続いて、12番から15番について石塚委員よりお願いいたします。

12番の件について説明します。

7月15日に現地を確認しております。申請地の現況は田、転用目的は住宅の敷地拡張です。敷地は平たんになっていることから、隣地に被害を及ぼすおそれはないと判断します。

続きまして、13番の件について説明します。

7月15日に現地を確認しております。申請地の現況は田、転用目的は住宅です。西側出入口部分を除いて、周囲をコンクリートブロックで囲うことから、隣地に被害を及ぼすおそれはないと判断します。

続きまして、14番の件について説明します。

7月15日に現地を確認しております。申請地の現況は畑、転用目的は児童発達支援センターです。東側及び北側は一体利用する宅地に隣接しており、南側及び西側はコンクリートブロックで囲うことから、隣地に被害を及ぼすおそれはないと判断します。

続きまして、15番の件について説明します。

7月15日に現地を確認しております。申請地の現況は畑、転用目的は住宅です。東側出入口と路地状部分を除き、周囲をコンクリートブロックで囲うことから、隣地に被害を及ぼすおそれはないと判断します。

以上報告します。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長

ありがとうございました。

ただいまの説明について質疑はございませんか。

全 員

なし。

議 長

質疑はないということでございますので、以上で質疑を終結いたします。

続いて、採決を行います。

原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手を願います。

議

長

〔挙手全員〕

挙手は全員でございますので、原案のとおり許可相当と意見決定いたします。

続きまして、第5号議案 農業振興地域整備計画の変更に係る意見決定について、農業振興課から説明願います。

農 業 振 興 課

農業振興課の前田と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、議案書の7ページを御覧ください。

第5号議案 農業振興地域整備計画の変更に係る意見決定についてご説明いたします。

令和7年4月15日から令和7年6月16日までの申出期間において、農業振興地域整備計画の変更に関する農用地区域からの除外の申出が5件ありました。農業振興地域整備計画の変更に当たっては、農業振興地域の整備に関する法律に基づき、貴委員会のご意見をお聞きするものです。

農用地除外の今後の手続としましては、関係機関と協議の上、来月開催予定の越谷市農政審議会を経て市の意見を決定することとなります。その後、埼玉県と協議し支障がなければ、おおよそ1年程度の後、農用地区域から除外され、農地法の許可申請が提出されるという流れになります。

申出地の場所につきましては、議案書とは別冊の案内地図、土地利用計画図を御覧ください。

それでは、1番から5番の案件についてご説明いたします。

まず、1番の概要ですが、除外理由は自己用住宅です。申出人は現在、松伏町の賃貸住宅に夫婦と子供1人の計3人で居住しております。子供の成長とともに家財道具も増え手狭となったことから、自己用住宅を建築したいと考えるようになりました。また、高齢になる妻の両親とお互いに協力しながら生活したいと考え、妻の実家の近くに居住することを希望していました。その旨を妻の父に相談したところ、妻の父が所有する申出地を借り受けることができるようになったため、自己用住宅を建築したいという申出です。なお、建築面積は54.7平方

メートルを予定しております。

続きまして、2番の概要ですが、除外理由は資材置場です。申出人は、市内に本社と資材置場を構え、上下水道衛生設備工事業を営んでおります。現在使用している資材置場は手狭で、工事で使用する骨材や残土の置場がなく、その都度、工事現場近隣の土地を一時的に借用したり、必要な分だけ材料を調達する等で対応しております。そのため、緊急工事や大型工事については、断ってしまうこともあるような状況となっております。また、市街化区域の住宅地域にあることから、運搬車両の搬出入時の騒音について近隣住民から苦情が寄せられるようになっております。このような状況の中、骨材置場、残土置場を含めた新たな資材置場の確保が必要であり、本社及び主要な取引先から比較的近いエリアで土地を探していたところ、申出地を借り受けることができるようになったため、資材置場として利用したいという申出です。なお、建築物の計画はありません。

続きまして、3番の概要ですが、除外理由は自己用住宅です。申出人は現在、両親と市内の実家で暮らしています。今後結婚を予定しており、自己用住宅を建築したいと考えるようになりました。また、結婚相手も市内で両親と暮らしており、互いに高齢になる両親の生活のサポートをしていきたいと考え、実家の近くに居住することを希望していました。その旨を父に相談したところ、親族が所有する申出地を借り受けることができるようになったため、自己用住宅を建築したいという申出です。なお、建築面積は218.61平方メートルを予定しております。

続きまして、4番の概要ですが、除外理由は資材置場です。申出人は、市内で不動産の売買、宅地造成、解体工事などの建設業を営んでおります。工事で使用する単管パイプやブロック、砂利などの資材はその都度調達したり、トラックに積荷したまま保管するなどして対応してきました。近年、業績が順調に伸びており、受注件数が増加したことで資材の確保が追いつかず、仕事を断っている状況であることから、新たな資材置場の確保が必要となっております。このような状況

の中、本社及び主要な取引先から比較的近いエリアで土地を探していたところ、申出地を譲り受けることができるようになったため、資材置場として利用したいという申出です。なお、建築物の計画はありません。

続きまして、5番の概要ですが、除外理由は駐車場、資材置場の敷地拡張です。申出人は、市内で解体工事業を営んでおり、申請地の隣接地とその近隣に駐車場、資材置場を所有しております。事業拡大に伴い、社用車や従業員の通勤車両、重機が増えたことで既存の2つの資材置場は非常に手狭な状況にあります。現在は重機や資材の搬出入時にほかの車両や重機等を移動させながら積み込み作業などを行っておりますが、重機や資材の倒伏事故の危険性があり、新たな駐車場、資材置場の確保が必要となっております。このような状況の中、敷地拡張を検討し、申出地の所有者に相談したところ、譲り受けることができるようになったため、資材置場及び駐車場として敷地拡張したいという申出です。なお、建築物の計画はありません。

農業振興課からは以上です。

議長

ただいまの説明に関連して現地調査の結果並びに補足説明を1番について中島委員より、2番から5番について私から説明いたします。

10番委員
(中島委員)

それでは、1番について、中島委員よりお願いします。

1番の件について、7月15日に現地を確認しましたので、報告します。

現況は畑で、除外理由は自己用住宅です。北側は宅地に面しており、農地に面した東側、西側はコンクリートブロックを設置する計画となっていることから、周囲に被害を及ぼすおそれはないと判断します。

以上、ご報告いたします。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議長

ありがとうございました。

2番から5番について私から説明いたします。

2番の件について、7月14日に現地を確認いたしましたので、報告いたします。

現況は田で、除外理由は資材置場です。周囲にコンクリートブロッ

ク及びフェンスを設置する計画となっていることから、周囲に被害を及ぼすおそれはないと判断いたします。

以上、報告します。

続いて、3番の件について、同じく7月14日に現地を確認しましたので、報告します。

現況は畑で、除外理由は自己用住宅です。周囲にコンクリートブロックを設置する計画となっていることから、周囲に被害を及ぼすおそれはないと判断いたします。

以上、報告いたします。

続きまして、4番の件について、同じく7月14日に現地を確認しましたので、報告いたします。

現況は畑で、除外理由は資材置場です。周囲にコンクリートブロック及び鋼鈑を設置する計画となっていることから、周囲に被害を及ぼすおそれはないと判断いたします。

以上、報告いたします。

続きまして、5番の件について、同じく7月14日に現地を確認しましたので、報告いたします。

現況は田で、除外理由は敷地拡張です。周囲にコンクリートブロック及び鋼鈑を設置する計画となっていることから、周囲に被害を及ぼすおそれはないと判断いたします。

以上、報告いたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

ただいまの説明について質疑はございませんか。

6 番 委 員
(山崎 (保) 委員)

ちょっとよろしいですか。

議 長

山崎委員。

6 番 委 員
(山崎 (保) 委員)

質問というほどではないのですが、ちなみに1番の申請地以外に残地とあります。この部分については、次もしここに計画を出したときには、やはり同じような形で農政審に出すようになるのですか。

農 業 振 興 課
議 長

はい。同じ手続となります。
いいですか。

6 番 委 員

(山崎 (保) 委員)

議 長

全 員

議 長

議 長

統 括 主 幹

議 長

統 括 主 幹

いいですよ。

ほかに。

なし。

ほかにないようですので、以上で質疑を終結いたします。

続いて採決を行います。

原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手を願います。

〔挙手全員〕

挙手は全員でございますので、原案のとおり承認することに決定いたします。

続きまして、報告でございます。

事務局より報告をお願いいたします。

それでは、報告をさせていただきます。

議案書の8ページです。第1号報告 農地法第4条第1項第7号の規定による届出の受理について、4件の届出がありました。届出内容につきましては、議案書記載のとおりです。

続きまして、議案書の9ページから11ページです。第2号報告 農地法第5条第1項第6号の規定による届出の受理について、17件の届出がありました。届出内容につきましては、議案書記載のとおりです。

第1号報告、第2号報告につきまして届出は、添付書類も含め完備していましたので、事務局長専決によりこれを受理し、通知書を交付いたしました。

報告事項は以上です。

ありがとうございました。

以上をもちまして、本日の議事は全て終了いたしました。

慎重審議をいただき、誠にありがとうございました。

次回の農業委員会会議の開催日程でございますが、8月25日月曜日、午前10時から、この会議室で行います。

会長、ありがとうございました。

それでは、閉会に当たりまして、荻島職務代理からご挨拶をお願い

職 務 代 理

いたします。

本日の農業委員会にご出席ありがとうございます。会長の話にもありましたが、暑い日が続いています。体に気をつけてまた来月の農業委員会、よろしくお願いいたします。あと、暑気払い、何とぞ体に気をつけて会場までお越しくださるようお願い申し上げます。

本日はご苦労さまでした。

統 括 主 幹

ありがとうございました。

本日の総会はこれにて閉会といたします。

(閉会時刻：午前10時57分)

上記のとおり相違ないことを証するため署名する。

令和7年 7月25日

議 長

署名委員

署名委員